

兵庫県公報

令和2年11月30日 月曜日 第6号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 水産業協同組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（水産課）	1

公布された法令のあらまし

- 水産業協同組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第52号）
水産業協同組合法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改める等規定の整備を行うこととした。

規 則

水産業協同組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第52号

水産業協同組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

水産業協同組合に関する手続を定める規則（昭和39年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号、第2項第2号及び第3項中「を議決した」を「の決議をした」に改める。

第5条第1項第3号中「を議決した」を「の決議をした」に改め、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「官報のほか」を「、官報のほか、」に改め、「日刊新聞紙」の右に「への掲載」を加え、「第101条第2項第9号」を「第126条の4第2項第3号」に、「第18条第2項第2号」を「第18条第2項第1号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第7条第2号中「を議決した」を「の決議をした」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号中「及び法」を「及び」に、「官報のほか」を「、官報のほか、」に改め、「日刊新聞紙」の右に「への掲載」を加え、同号を同条第4号とし、同条第6号中「及び法」を「及び」に改め、同号を同条第5号とする。

第8条第7号中「第34条の2第2項ただし書」を「第34条の2第3項において準用する法第34条第10項ただし書」に改め、「市町長が」を削る。

第10条第1項中「組合は」を「組合（水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）第1条第6号に規定する信用事業実施組合及び同条第9号に規定する共済事業実施組合を除く。以下この条において同じ。）は」に改め、同項第2号中「を議決した」を「の決議をした」に改め、同項第6号中「官報のほか」を「、官報のほか、」に改め、「日刊新聞紙」の右に「への掲載」を加え、同条第2項第2号中「市町長が」を削り、同項第3号中「第34条の2第2項本文」を「第70条第3項において準用する法第34条の2第3項において準用する法第34条第10項ただし書」に改め、「市町長が」を削る。

第12条の見出し中「議決事項」を「決議事項」に改め、同条中「を議決した」を「の決議をした」に改める。

第15条第1項第1号及び第3号中「及び」を「、又は」に改め、同項第7号中「第47条の3第2項」を「第47条の2第2項」に、「総会」を「臨時総会」に改める。

第17条中「議決」を「決議」に改める。

第18条第2項中「あるときは」の右に「、同項の届出書には」を加え、同項第1号を削り、同項第2号中「同条第3項」を「法第86条第2項において準用する法第53条第3項」に、「官報のほか」を「、官報のほか、」に改め、「日刊新聞紙」の右に「への掲載」を加え、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の届出が出資1口の金額の増加に係る定款の変更に関するものであるときは、同項の届出書には、

同項各号に掲げる書類のほか、各組合員の承諾書を添えなければならない。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。